

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

文部科学大臣 萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を

付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(組合員被扶養者証等) 第百条 〔略〕</p> <p>2 組合員は、被扶養者の氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(埋葬料及び家族埋葬料) 第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合には当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。</p> <p>〔一七七 略〕</p>	<p>(組合員被扶養者証) 第百条 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(埋葬料及び家族埋葬料) 第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。</p> <p>〔一七七 同上〕</p>

番号	期間		期間 月数	学年制別の 学年数	標準報酬の月額又は 標準額等(賞与)の額(円)	標準給与額の決定の基礎と なった賞与の決定年月	種別	備考
	始期	終期						
1	年月日	年月日				年月		
2	年月日	年月日				年月		
3	年月日	年月日				年月		
4	年月日	年月日				年月		
5	年月日	年月日				年月		
6	年月日	年月日				年月		
7	年月日	年月日				年月		
8	年月日	年月日				年月		
9	年月日	年月日				年月		
10	年月日	年月日				年月		
11	年月日	年月日				年月		
12	年月日	年月日				年月		
13	年月日	年月日				年月		
14	年月日	年月日				年月		
15	年月日	年月日				年月		
16	年月日	年月日				年月		
17	年月日	年月日				年月		
18	年月日	年月日				年月		
19	年月日	年月日				年月		
20	年月日	年月日				年月		
21	年月日	年月日				年月		
22	年月日	年月日				年月		
23	年月日	年月日				年月		
24	年月日	年月日				年月		
25	年月日	年月日				年月		

標準報酬の月額及び標準額等(賞与)の額の増減

[備考 略]

番号	期間		期間 月数	学年制別の 学年数	標準報酬の月額又は 標準額等(賞与)の額(円)	標準給与額の決定の基礎と なった賞与の決定年月	種別	備考
	始期	終期						
1	年月日	年月日				年月		
2	年月日	年月日				年月		
3	年月日	年月日				年月		
4	年月日	年月日				年月		
5	年月日	年月日				年月		
6	年月日	年月日				年月		
7	年月日	年月日				年月		
8	年月日	年月日				年月		
9	年月日	年月日				年月		
10	年月日	年月日				年月		
11	年月日	年月日				年月		
12	年月日	年月日				年月		
13	年月日	年月日				年月		
14	年月日	年月日				年月		
15	年月日	年月日				年月		
16	年月日	年月日				年月		
17	年月日	年月日				年月		
18	年月日	年月日				年月		
19	年月日	年月日				年月		
20	年月日	年月日				年月		
21	年月日	年月日				年月		
22	年月日	年月日				年月		
23	年月日	年月日				年月		
24	年月日	年月日				年月		
25	年月日	年月日				年月		

標準報酬の月額及び標準額等(賞与)の額の増減

[備考 同左]

〔(表面) 略〕

(裏面)

住所	
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後</u>に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 略]

〔判る〕

4. 組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。

〔(1) 略〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で、電子資格確認を受けるか、組合員証を提出すること。

〔(3) ～ (6) 略〕

〔(表面) 同左〕

(裏面)

住所	
備考	<p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後</u>に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 同左]

4. 別途組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

〔(3) ～ (6) 同左〕

〔(表面) 略〕

(裏面)

住所	
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u> 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u> 私は、<u>臓器を提供しません。</u> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 略]

[知る]

4. 組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。

〔(1) 略〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で、電子資格確認を受けるか、組合員被扶養者証を提出すること。

〔(3) ～ (6) 略〕

〔(表面) 同左〕

(裏面)

住所	
備考	<p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u> 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u> 私は、<u>臓器を提供しません。</u> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 同左]

4. 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず組合員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合)は組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて 窓口で提出すること。

〔(3) ～ (6) 同左〕

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。</p> <p>2. 保険診療を受けようとするときは、<u>保険医療機関等の窓口で、電子の確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡してください。</u></p> <p>3. 組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。</p> <p>4. 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があつた場合には、組合員証等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p>	<p>住所</p> <p>備考</p>

〔備考 略〕

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。</p> <p>2. 保険診療を受けようとするときは、<u>この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</u></p> <p>3. 組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。</p> <p>4. 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があつた場合には、組合員証等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p>	<p>住所</p> <p>備考</p>

〔備考 同左〕

基準収入額適用申請書					
組合員等 記号・番号 又は個人番号	組合員氏名 生年月日	年月日	所属局(部) 課名		
	公的年金	給与収入	左記以外の収入	計(①)	
組合員の収入			()収入		
被扶養者に關する事項					
氏名及び生年月日	公的年金	給与収入	左記以外の収入	計(②)	
年月日			()収入		
年月日			()収入		
計					
合計収入金額 (① + ②)					
上記のとおり申請します。					
令和	年	月	日	申請者	住氏 所名

[1 略]

2 「組合員等記号・番号又は個人番号」欄には、組合員等記号・番号又は個人番号のいずれかを記入すること。

[3 略]

[備考 略]

基準収入額適用申請書					
組合員証 記号・番号 又は個人番号	組合員氏名 生年月日	年月日	所属局(部) 課名		
	公的年金	給与収入	左記以外の収入	計(①)	
組合員の収入			()収入		
被扶養者に關する事項					
氏名及び生年月日	公的年金	給与収入	左記以外の収入	計(②)	
年月日			()収入		
年月日			()収入		
計					
合計収入金額 (① + ②)					
上記のとおり申請します。					
令和	年	月	日	申請者	住氏 所名

[1 同左]

2 「組合員証記号番号又は個人番号」欄には、組合員証記号番号又は個人番号のいずれかを記入すること。

[3 同左]

[備考 同左]

特別療養証明書交付申請書

旧組合員の退会番号・番号又は個人番号	旧組合員氏名	旧組合員の資格喪失年月日	年月日	旧所属機関名
	生年月日	年月日	年月日	
療養者に關する事項	氏名	生年月日	年月日	旧組合員との続柄
	氏名	生年月日	年月日	性別 男女
証明書の受給期限	年月日	他制度による療養給付の可否(可の場合における制度の名称)	可否	可否 (制度の名称:)
傷病名				
給付開始年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
資格喪失の際療養の給付等を担当していた保険医療機関等の名称及び所在地	名称	所在地		
	名称	所在地	保険医の氏名	
現に療養の給付等を担当している保険医療機関等の名称、所在地及び診療に從事する保険医の氏名	名称	所在地		
	名称	所在地	保険医の氏名	
この申請を行う際の傷病の程度及び療養等の状況				
上記のとおり申請します。				
令和 年 月 日	申請者 氏名	住所 氏名		
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。		令和 年 月 日	所属所長 氏名	

「旧組合員証の組合員登記号・番号又は個人番号」欄には、「旧組合員証の組合員登記号・番号又は個人番号のいずれか」を記入すること。

【備考 略】

特別療養証明書交付申請書

旧組合員証記号・番号又は個人番号	旧組合員氏名	旧組合員の資格喪失年月日	年月日	旧所属機関名
	生年月日	年月日	年月日	
療養者に關する事項	氏名	生年月日	年月日	旧組合員との続柄
	氏名	生年月日	年月日	性別 男女
証明書の受給期限	年月日	他制度による療養給付の可否(可の場合における制度の名称)	可否	可否 (制度の名称:)
傷病名				
給付開始年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
資格喪失の際療養の給付等を担当していた保険医療機関等の名称及び所在地	名称	所在地		
	名称	所在地	保険医の氏名	
現に療養の給付等を担当している保険医療機関等の名称、所在地及び診療に從事する保険医の氏名	名称	所在地		
	名称	所在地	保険医の氏名	
この申請を行う際の傷病の程度及び療養等の状況				
上記のとおり申請します。				
令和 年 月 日	申請者 氏名	住所 氏名		
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。		令和 年 月 日	所属所長 氏名	

「旧組合員証記号・番号又は個人番号」欄には、「旧組合員証記号・番号又は個人番号のいずれか」を記入すること。

【備考 同左】

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 この証によつて療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 3 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で、電子的確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。
- 5 法第2条第1項第2号に規定する後高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。

【備考 略】

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 この証によつて療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 3 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を組合員証等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。
- 5 法第2条第1項第2号に規定する後高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に戻してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。

【備考 同左】

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面を上く読んで大切に持っていてください。担金限度額の証は、よつて療養を受ける場合は、次のとおり一部負担額の減額が行われます。
- 2 療養を受け看するに支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 3 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は厚生労働大臣が定める減額された額とします。療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で、電子的確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、は、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。
- 5 認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。
- 6 認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。
- 7 認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。

【備考 略】

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面を上く読んで大切に持っていてください。担金限度額の証は、よつて療養を受け看するに支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 2 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は厚生労働大臣が定める減額された額とします。療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で、電子的確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡してください。
- 3 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は厚生労働大臣が定める減額された額とします。療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で、電子的確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、は、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。
- 5 認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。
- 6 認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。
- 7 認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合員証に返してください。

【備考 同左】

(裏)

注	意	事	項
1	この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。		
2	この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに1か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。		
3	保険医療機関等又は保険薬局等から認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、組合員証等を提出することにより組合員又は被扶養者であることの確認を受ける場合には、この証を組合員証等に添えてその窓口で渡してください。		
4	組合員の資格がなくなつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合員に返してください。		
5	法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合員に返してください。		
6	不正にこの証を使用した者は、刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。		
7	表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合員に提出して訂正を受けてください。		

【備考 略】

(裏)

注	意	事	項
1	この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。		
2	この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに1か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。		
3	保険医療機関等又は保険薬局等から認定疾病に係る保険診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口へ渡してください(保険医療機関等については、組合員証等に添えて渡してください)。 この場合、この証は、その認定疾病に係る療養が終わるまで保管され、療養が終わつてから返されます。		
4	組合員の資格がなくなつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合員に返してください。		
5	法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合員に返してください。		
6	不正にこの証を使用した者は、刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。		
7	表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合員に提出して訂正を受けてください。		

【備考 同左】

別紙様式第27号
第27号の1

組合員証記号-番号		保険者番号		組合員証の発行機関		公 務 上	
組合員住所氏名		年 月 日 日生		公外 下船中発病したもの		東船中発病したもの	
受給者住所氏名		年 月 日 当 月 開始		年 月 日 診 療 日 数		年 月 日 終 診	
傷病名		① 初 診		年 月 日		年 月 日 終 診	
②		年 月 日		年 月 日		年 月 日 終 診	
臨床学的所見		理化学的所見		理化学的所見		理化学的所見	
診 療 の 内 容		診 療 日 数		理化学的所見		理化学的所見	
項 目		内 容		理化学的所見		理化学的所見	
検査料		種別		回数		費用	
投薬料		種別		回数		費用	
注射料		種別		回数		費用	
処置料		種別		回数		費用	
手術料		種別		回数		費用	
検査料		種別		回数		費用	
レントゲン		種別		回数		費用	
その他		種別		回数		費用	
入院料		種別		回数		費用	
合計		種別		回数		費用	
強 取 済 額		種別		回数		費用	
上記のとおり御収しました。		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
費		医 療 機 関 名		及びその住所		及びその住所	

[備考 略]

別紙様式第27号
第27号の1

組合員証記号-番号		保険者番号		組合員証の発行機関		公 務 上	
組合員住所氏名		年 月 日 日生		公外 下船中発病したもの		東船中発病したもの	
受給者住所氏名		年 月 日 当 月 開始		年 月 日 診 療 日 数		年 月 日 終 診	
傷病名		① 初 診		年 月 日		年 月 日 終 診	
②		年 月 日		年 月 日		年 月 日 終 診	
臨床学的所見		理化学的所見		理化学的所見		理化学的所見	
診 療 の 内 容		診 療 日 数		理化学的所見		理化学的所見	
項 目		内 容		理化学的所見		理化学的所見	
検査料		種別		回数		費用	
投薬料		種別		回数		費用	
注射料		種別		回数		費用	
処置料		種別		回数		費用	
手術料		種別		回数		費用	
検査料		種別		回数		費用	
レントゲン		種別		回数		費用	
その他		種別		回数		費用	
入院料		種別		回数		費用	
合計		種別		回数		費用	
強 取 済 額		種別		回数		費用	
上記のとおり御収しました。		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
費		医 療 機 関 名		及びその住所		及びその住所	

[備考 同左]

診療報酬償収済明細書

組合員等記号・番号	保険者番号	組合員証の発行機関	務 上
組合員住所氏名	年 月 日生	公務外	乗船中乗病したものの 下船中乗病したものの
療養者住所氏名	年 月 日生	公務外	乗船中乗病したものの 下船中乗病したものの
部位及び密着名	左	右	軽 傷 死 亡 医 生 中 止
初診	年 月 日	当月開始	年 月 日
診	年 月 日	診察日数	日
療	年 月 日	診察日数	日
の	年 月 日	診察日数	日
内	年 月 日	診察日数	日
訳	年 月 日	診察日数	日
要	年 月 日	診察日数	日
項	目	内訳	経過及び 診療事実 に關する 理由
診察料	初	診	円
投薬料	内服	種類	円
注射料	皮下	種類	円
処置料	通	種類	円
充填料	インレー	種類	円
補	金	種類	円
て	金	種類	円
つ	金	種類	円
料	金	種類	円
手術料	手	種類	円
処置料	手	種類	円
知覚料	手	種類	円
レントゲン	手	種類	円
その他	手	種類	円
合計	手	種類	円
償収済額	手	種類	円
上記のとおり償収しました。			
令和 年 月 日	機	医療機関名 及びその住所	年 月 日

[備考 略]

診療報酬償収済明細書

組合員等記号番号	保険者番号	組合員証の発行機関	務 上
組合員住所氏名	年 月 日生	公務外	乗船中乗病したものの 下船中乗病したものの
療養者住所氏名	年 月 日生	公務外	乗船中乗病したものの 下船中乗病したものの
部位及び密着名	左	右	軽 傷 死 亡 医 生 中 止
初診	年 月 日	当月開始	年 月 日
診	年 月 日	診察日数	日
療	年 月 日	診察日数	日
の	年 月 日	診察日数	日
内	年 月 日	診察日数	日
訳	年 月 日	診察日数	日
要	年 月 日	診察日数	日
項	目	内訳	経過及び 診療事実 に關する 理由
診察料	初	診	円
投薬料	内服	種類	円
注射料	皮下	種類	円
処置料	通	種類	円
充填料	インレー	種類	円
補	金	種類	円
て	金	種類	円
つ	金	種類	円
料	金	種類	円
手術料	手	種類	円
処置料	手	種類	円
知覚料	手	種類	円
レントゲン	手	種類	円
その他	手	種類	円
合計	手	種類	円
償収済額	手	種類	円
上記のとおり償収しました。			
令和 年 月 日	機	医療機関名 及びその住所	年 月 日

[備考 同左]

診療報酬領収済明細書

組合員番号	保険者番号	組合員証の発行機関	公務上
組合員氏名			公務外
住所氏名	年 月 日生	令和 年 月 日	
負傷名	負傷の年月日	令和 年 月 日	
負傷の原因	負傷の経過		
施術開始日	令和 年 月 日	施術終了日	令和 年 月 日
施術の種類	回数	1回の料金 円	加算料金 円
初療検料			深時 夜間、難路、暴風雨雪、距離
往療検料			
修復固定処置又は初回処置			
後療処置			
薬法料		回数	1回の料金 円
その他			
領収額	円	一部負担金	円
上記のとおり領収しました。			
令和 年 月 日	敷	令和 年 月 日	整復師 住氏 所名

[1～3 略]

[備考 略]

診療報酬領収済明細書

組合員番号	保険者番号	組合員証の発行機関	公務上
組合員氏名			公務外
住所氏名	年 月 日生	令和 年 月 日	
負傷名	負傷の年月日	令和 年 月 日	
負傷の原因	負傷の経過		
施術開始日	令和 年 月 日	施術終了日	令和 年 月 日
施術の種類	回数	1回の料金 円	加算料金 円
初療検料			深時 夜間、難路、暴風雨雪、距離
往療検料			
修復固定処置又は初回処置			
後療処置			
薬法料		回数	1回の料金 円
その他			
領収額	円	一部負担金	円
上記のとおり領収しました。			
令和 年 月 日	敷	令和 年 月 日	整復師 住氏 所名

[1～3 同左]

[備考 同左]

特別療養給付管理台帳

組合員であつた者に関する事項	旧組合員証記号番号・番号		年 月 日	男 女	年 月 日	男 女	旧所属機関名	年 月 日
	氏名、生年月日及び性別	現 住 所						
療養者に関する事項	氏名、生年月日及び性別	年 月 日	年 月 日	男 女	年 月 日	男 女	旧組合員資格喪失年月日	年 月 日
証明書の受給期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	男 女	年 月 日	男 女	旧組合員との続柄	年 月 日
備考	備考		備考		備考		備考	

特別療養給付管理台帳

組合員であつた者に関する事項	旧組合員証記号番号		年 月 日	男 女	年 月 日	男 女	旧所属機関名	年 月 日
	氏名、生年月日及び性別	現 住 所						
療養者に関する事項	氏名、生年月日及び性別	年 月 日	年 月 日	男 女	年 月 日	男 女	旧組合員資格喪失年月日	年 月 日
証明書の受給期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	男 女	年 月 日	男 女	旧組合員との続柄	年 月 日
備考	備考		備考		備考		備考	

[備考 略]

[備考 同左]

〔(表面) 略〕

(裏面)

住所	
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 略]
[知る]

4 船員組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。

〔(1) 略〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で、電子資格確認を受けるか、船員組合員証を提出すること。

〔(3) ～ (6) 略〕

〔(表面) 同左〕

(裏面)

住所	
備考	<p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 同左]

4 別途船員組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合)は船員組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

〔(3) ～ (6) 同左〕

〔(表面) 略〕

(裏面)

住所	
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 私は、臓器を提供しません。 <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼珠】 [特記欄： 署名年月日： 年 月 日]</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 略]

[別る]

4. 船員組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。

〔(1) 略〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で、電子資格確認を受けるか、船員組合員被扶養者証を提出すること。

〔(3) ～ (6) 略〕

〔(表面) 同左〕

(裏面)

住所	
備考	<p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 私は、臓器を提供しません。 <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼珠】 [特記欄： 署名年月日： 年 月 日]</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 同左]

4. 別途船員組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は船員組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

〔(3) ～ (6) 同左〕

任意継続組合員原票

任意継続組合員	ふりがな	資格取得日	資格期限日	資格喪失日			
	氏名					年月日	年月日	年月日
任意継続組合員	生年月日	年月日	任意継続組合員証の組合員等記号・番号	年月日	年月日			
任意継続組合員	現住所	記事	年月日	年月日	年月日			
任意継続組合員	現住所							
被扶養者	氏名	性別	続柄	生年月日	職業	同居の別居の別(場合その住所)	認定年月日	認定取消し年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日

[備考 略]

任意継続組合員原票

任意継続組合員	ふりがな	資格取得日	資格期限日	資格喪失日			
	氏名					年月日	年月日	年月日
任意継続組合員	生年月日	年月日	任意継続組合員証記号番号	年月日	年月日			
任意継続組合員	現住所	記事	年月日	年月日	年月日			
任意継続組合員	現住所							
被扶養者	氏名	性別	続柄	生年月日	職業	同居の別居の別(場合その住所)	認定年月日	認定取消し年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日
				年月日			年月日	年月日

[備考 同左]

〔(表面) 略〕

(裏面)

住所	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 略]

〔別る〕

4 任意継続組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。

〔(1) 略〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で、電子資格確認を受けるか、任意継続組合員証を提出すること。

〔(3) ～ (6) 略〕

〔(表面) 同左〕

(裏面)

住所	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
備考	<p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

備考 [1. ～ 3. 同左]

4 別途任意継続組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず任意継続組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合には任意継続組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

〔(3) ～ (6) 同左〕

【(表面) 略】

(裏面)

住所	
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>【特記欄： 署名年月日：____年__月__日 本人署名(自筆)：_____ 家族署名(自筆)：_____】</p>

備考【1. ～ 3. 略】

【削る】

4. 任意継続組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。

【(1) 略】

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で、電子資格確認を受けるか、任意継続組合員被扶養者証を提出すること。

【(3) ～ (6) 略】

【(表面) 同左】

(裏面)

住所	
備考	<p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>【特記欄： 署名年月日：____年__月__日 本人署名(自筆)：_____ 家族署名(自筆)：_____】</p>

備考【1. ～ 3. 同左】

4. 別途任意継続組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

【(1) 同左】

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず任意継続組合員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は任意継続組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

【(3) ～ (6) 同左】

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 組合は、この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第十四号による組合員証、別紙様式第十九号による組合員被扶養者証、別紙様式第二十号による高齢受給者証、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証、別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証、別紙様式第二十六号による特定疾病療養受療証、別紙様式第四十号による船員組合員証、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証、別紙様式第四十六号による任意継続組合員証及び別紙様式第四十六号の二による任意継続組合員被扶養者証（以下「旧組合員証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧組合員証等の様式については、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による用紙は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内

で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。